

広島高速道路の料金及び料金の徴収期間（平成二十六年三月二十日付け広島高速道路公社公告）三二イ②に基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によつて公告する。

平成二十七年三月十二日

広島高速道路公社 理事長 高 井 巖

一 ETC時間帯割引の弾力的な割引

広島高速道路の料金及び料金の徴収期間（平成二十六年三月二十日付け広島高速道路公社公告）三二イ①に定める表の次に次の一表を加える。

全 日		
（都市高速観音利用に限る。）	午前九時以後 ～ 午後五時前	五〇%

二 実施する期間

平成二十七年三月十四日から平成二十七年五月十日までとする。